

きしむ 親子

②

実の娘連れ戻し「有罪」

法廷に、むせび泣く父親の
声が響いた。

「離婚したら、子どものことは考えずに生きるしかないのじゃあか」

4月18日、松山地裁。長女(7)を連れ去ったとして、未成年者略取の罪に問われた吉田正広受刑者(61)が裁判官に訴えていた。

2006年に元妻が娘を連れて家を出た。3年後に離婚が成立し、娘の親権は元妻へ。娘とは月に1度会う約束だったが、元妻の意向で次第に会えなくなっ

た。「娘の成長を見守りた

い」。今年1月、登校中の娘に声をかけ、車に乗せて連れ去った。10年にも同様の連れ去りで有罪判決を受け、執行猶予中の再犯だった。7月に言い渡された判決は懲役1年6月。前回と併せて3年の実刑となった。

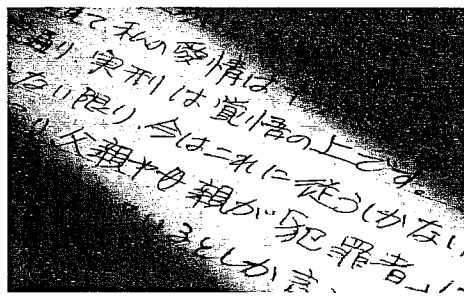
「親子の絆を引き裂くほど悲惨なことはない。なぜ自分の娘に会えないのですか」。判決後、読売新聞の取材に手紙でそうつぶやいた。

法廷では、「誘拐」された娘の供述調書も読み上げられた。

「一緒にいる時のお父さんは優しくかった。お父さんは前にも私と一緒にいて、

お巡りさんに連れて行かれたので、今回もいけないことをしているんだな

と思っていた。お父さんが心配だから、なるべく優しく



吉田受刑者から寄せられた手紙。「実刑は覚悟の上」と明かす

くしてあげてください

日本では離婚後の親権の8割超を母親が取る。離婚前に母親が子どもを連れて別居するケースも多い。「子どもを産み育ててきた母親が、離婚後も面倒をみるのが自然だ」という考え方が背景にある。

しかし、共働き世帯の急増で、父親も育児にかかわるようになり、「なぜ父親が親権を取れないのか」という反発が強まっている。

父親が子どもを実力で奪い返そうとする事件も頻発。親による誘拐事件などは11年だけで20件で、7件だった00年の約3倍に上る。

父親が誘拐罪に問われた事件の裁判を最高裁判事として担当したところのある滝井繁男弁護士は、「親が犯罪者になったら、苦しむのは子どもだ。子の奪い合いに安易な刑事介入を認めるのではなく、家裁で解決すべきだ」と話す。

母親による子連れ別居は日本では一般的だが、欧米では子の連れ去りとみなされ、誘拐罪などに問われることがある。離婚後も父母双方に親権を認める共同親権制度を取っているためだ。

「まさか、逮捕されるとは思いませんでした」。米国ウィスコンシン州で暮らす兵庫県出身の女性(44)がため息をついた。監視のため、先月末まで左足首に全

地球測位システム(GPS)装置が取り付けられていた。

(ニカラグア人の男性(40)と米国で結婚し、02年に娘を出産。08年に娘を連れて日本に帰国した。「元夫に暴力を振るわれ、一時帰国したつもりだった」と女性は言う。元夫が米国で起こした裁判は、女性不在のまま離婚が成立し、親権者は元夫に。昨年4月、永住権更新のため娘を残して渡米した際、親権妨害の疑いで逮捕された。

親権妨害罪の最高刑は禁錮12年6月。元夫に娘を渡すことなどを条件に釈放するという司法取引に泣く泣く応じた。娘は渡米を嫌が

ったが、昨年末、「ママを助けに行く」と父親の元に帰った。娘との面会はまだ一度もかかわらない。「一番かわいそうなのは娘です」と女性は話す。

日本は昨年5月、国際離婚での子どもの扱いを定めたハーグ条約への加盟を決定した。条約では、一方の親が相手に無断で子どもを国外に連れ去った場合、いったん元の国に子どもを戻すことが原則とされる。離婚問題に詳しい榎瀬孝雄弁護士は「加盟すれば、国際離婚ばかりでなく、国内の離婚でも、子どもを無断で連れ出すことはいけない」とだという考え方が浸透

し、子連れ別居を容認してきた日本の姿勢も見直される。を迫られるだろう」と指摘する。